

世田谷区長 保坂展人 様

子どもが輝く世田谷の保育・子育て施策のさらなる推進について（要請）

平素、区民福祉の増進、とりわけ保育と子育て環境整備に向けた区政を進めておられることに心から敬意と感謝を申し上げます。

10月1日よりの消費税10パーセントへの増税に関わって国が「幼児教育の無償化」を実施し、これを踏まえた「区への対応」が示されました。また、保育入所待機児対策として区は、「新たな賃借料補助制度」と「屋外遊戯スペースの設置条件の一部変更」を柱とする「特別推進策」を示しました。「幼児教育の無償化」に係る区への対応や「屋外遊戯スペースの設置条件の一部変更」に関わって区内の保育施設や保護者から多くの疑問や懸念の声が寄せられたことから「新しいせたがやをすすめる会」として9月6日に「子どもが輝く『せたがや』をめざして」を開催しました。当日は、保育所、保育室の施設長や保育士、保護者、さらには、幼児教育無償化の対象から除外された保護者等さまざまな関係者90人が参加し、「幼児教育の無償化」や保育施設整備、さらには、保育士等処遇改善や家賃補助等保育人材確保策を含め幅広い話題が話し合われました。

当日は、参加者からの具体的で切実な質問や疑問に対して、御出席頂いた区の保育課長から丁寧な回答や説明が行われたことにあらためて感謝と敬意を表します。また、御臨席された区長からは、そもそも逆進性の強い消費税増税に伴って実施される「幼児教育の無償化」が、「一律無償化」であることから応能負担原則である保育料と異なり、低所得者にはメリットはあまりなく、事実上高額所得者に有利なしくみであることの指摘を含め、保育・子育て支援など子育て環境を整備していくうえで、この間の企業主導型保育事業の問題についてと同様、国に対して必要な声を届けていく御意向が示されたことは参加者を大きく励ますものでした。

今後とも、子どもが輝く世田谷の保育・子育て施策のさらなる推進に向けて下記の通り要請するものです。

記

1. 「幼児教育の無償化」に関わり、「一律無償化」がもたらす高所得者ほど有利という「逆進性」の問題、また、原則として3～5才児は無償化対象だが0～2歳児は対象外という問題に関してその是正をはかられたい。

2. 食材料費のうち副食費に関わって「新たに実費徴収」を行うところと自治体が引き続き負担するところと対応の違いが見受けられるが、「年収基準」を絡めた区としての対応の考え方と内容について説明を願いたい。そのうえで、子育て施策を推進するためにも、嘗て子ども医療費無料化の拡充が行われたように、副食費についても引き続き区において負担・措置するように求めたい。
3. 国の「公定価格」引き下げ（5181円マイナス）と副食費（4500円）との差額、いわゆる「600円問題」の扱いに関して「声を届ける」とされたその後の措置に関して説明を願いたい。
4. 保育所入所待機児解消に向け、事業を担う人材確保策としての現行「処遇改善手当（1万円）」や「家賃補助（8万2千円）」を今後とも継続されたい。
5. 区の「特別推進策」に謳われた「屋外遊戯スペース設置条件の一部変更」はあくまでも保育入所待機児解消に向けた地域・期間等を限定した「緊急避難的」対策であることを明示され、引き続き「外遊びの保障と子どもの育ちの課題」を保育の質確保の視点で取り組まれること。
6. 「区立保育園の今後のあり方」の施策を進めるにあたって、保育民営化検証の経緯を踏まえ、区立保育園の「質」を「スタンダード」とする視点を堅持されること。
7. 外国人学校の幼児施設の「幼児教育の無償化適用除外問題」について、どの子ども等しくその恩恵を受けられるよう是正に向けた対応をとられること。

以上

2019年11月13日

新しいせたがやをすすめる会

共同代表

名谷和子 

志村徹磨

田山祥隆 